

地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用して実施する令和6年度（2024年度）及び  
令和7年度（2025年度）事業（補助事業）実施希望調査のスケジュール

- 7月17日 希望調査実施（一部事業除く）  
（一部事業においては、次年度の希望調査も併せて実施）
- 8月上旬～ 地域医療構想調整会議で報告  
（一部事業）
- 8月30日 令和6年度・7年度計画書提出×切  
当課提出×切
- 9月（予定） 令和6年度事業について、順次内示（国内示後）
- 9月以降（予定） 交付申請
- 10月～12月（予定） 交付決定
- ～4月実績報告提出・額の確定・補助金額支出

# 病床機能分化・連携促進基盤整備事業（施設整備・設備整備）

## 1 施設整備・設備整備

補助率：1/2以内

区分	内容	補助基準額
<b>施設整備</b> <small>※「再編」は地域医療連携推進法人を設立するものに限る。                      ※「統合」は複数の医療機関等において、一つの医療機関等に集約するもの。なお、同一法人内の医療機関の統合等についても対象とする。</small>	<p><b>【機能転換】</b>                      病床機能を転換するために必要な病室や機能訓練室等の工事(併せて建物内に訪問看護ST等を整備する等、在宅医療の機能強化に係る取組も対象)</p> <p><b>【ダウンサイズに伴う残存機能の強化】</b>                      病室や診療室等への転換等、病床の適正化のために残存機能の強化に必要な工事（在支診や訪問看護ST等、在宅医療の推進に係る整備も含む。）</p> <p><b>【再編・統合】</b>                      病室や診療室等への転換等、再編・統合に必要な工事（医療従事者宿舎含む。）</p> <p>地域に不足する外来医療機能を担う診療所の新規開業（事業継承）に際し、必要な工事</p>	<p><b>【新築・増改築】</b>  <math>9,000,000円 \times</math>                      （転換+削減）病床数※</p> <p><b>【増築・改修】</b>  <math>5,022,500円 \times</math>                      （転換+削減）病床数※</p> <p>※再編・統合の場合は整備後病床数</p> <p>160㎡×単価                      鉄筋 196,300円                      木造 196,300円                      ブロック造 171,100円</p>
<b>設備整備</b>	<p><b>【機能転換】</b>                      病床機能転換に必要な医療機器等整備（回復期の確保と併せて行う在宅医療（在支病・在支診）を実施する病院は訪問診療等に使用する車両の整備も対象）及び地域に不足する外来医療機能を担う診療所の新規開業（事業継承）に際し必要な医療機器等整備</p> <p><b>【ダウンサイズに伴う残存機能の強化】</b>                      病床の適正化のために必要な機器等整備（在宅医療（在支病・在支診）を実施する病院（診療所）は訪問診療等に使用する車両の整備も対象）</p> <p><b>【再編・統合】</b>                      再編・統合に伴い必要となる医療機器等整備</p>	<p>10,800千円</p> <p>※再編・統合の場合は医療機関数に乗じる</p>

※診療所の新規開業について、対象地域は、次のとおりとする。  
 札幌市、旭川市、函館市、小樽市、帯広市を除く市町村